

各位

全4ページ  
登録速報(2024-126)  
2024年5月29日  
クミアイ化学工業株式会社  
企画普及部普及課

## 登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。  
適用拡大登録年月日：2024年5月29日

## 記

### 1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第16824号

名称：クミアイダコニール1000

### 2. 変更の内容

農薬登録申請書第7項「適用病害虫の範囲及び使用方法」を以下のとおり変更・追加する。

- ・ 作物名「チューリップ」に、希釈倍数「10～30倍」、使用液量「3L/10a」、使用方法「無人航空機による散布」を追加する。
- ・ 作物名「アスパラガス」に、希釈倍数「40倍」、使用液量「10L/10a」、使用方法「常温煙霧」を追加する。
- ・ 作物名「リーフレタス」を「非結球レタス」に変更する。
- ・ 作物名「ひろしまな」を「非結球はくさい」に変更する。
- ・ 作物名「たばこ」の使用時期を「収穫10日前まで」に変更する。
- ・ 使用時期が「—」の作物について、「発病前～発病初期」に変更する。

【変更後】（変更する作物のみ抜粋）

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	TPNを含む農薬の総使用回数
<u>チューリップ</u>	褐色斑点病	1000倍	100～300L/10a	発病前～ 発病初期	6回以内	散布	6回以内
		<u>10～30倍</u>	<u>3L/10a</u>			<u>無人航空機による散布</u>	
<u>非結球レタス</u> <u>非結球はくさい</u>	すそ枯病、べと病 白斑病	1000倍	100～300L/10a	収穫21日前まで 収穫28日前まで	2回以内	散布	2回以内
<u>たばこ</u>	うどんこ病	700～1000倍	25～150L/10a	<u>収穫10日前まで</u>	2回以内		2回以内
花き類・観葉植物 (ばら、きく、チューリップ、ゆり、 りんどうを除く)	うどんこ病、斑点病	1000倍	100～300L/10a	<u>発病前～ 発病初期</u>	6回以内	散布	6回以内
ばら	黒星病、うどんこ病、 斑点病						
きく	黒斑病、褐斑病、白さ び病、うどんこ病、斑 点病						
ゆり	葉枯病、斑点病						
りんどう	葉枯病、褐斑病						
しきみ	炭疽病						
つつじ類	褐斑病						
		200～700L/10a					

【追加事項】

作物名	適用場所	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	TPNを含む農薬の総使用回数
<u>アスパラガス</u>	温室、ガラス室、ビニールハウス等密閉できる場所	斑点病、褐斑病	<u>40倍</u>	<u>10L/10a</u>	収穫前日まで	4回以内	<u>常温煙霧</u>	4回以内

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容農薬登録申請書第8項「使用上の注意事項」のうち、8)、9)を以下のとおり変更し、15)を14)に含め、別紙【変更後】のとおりとする。

【変更事項】

- 8) 有袋栽培のものに使用する場合、除袋直後の散布は果面に日焼け症状が出るおそれがあるのでさけること。
- 9) いちじくに使用する場合、果実に薬害が生じるおそれがあるので、果実肥大期の初期あるいは夏期高温時の散布はさけること。
- 14) 花き類・観葉植物に使用する場合、花卉に薬液が付着すると漂白・退色などによる斑点を生じる場合があるので着色期以降の散布はさけること。また、薬液による汚れが生じるおそれがあるので、収穫間際の散布はさけること。ただし、球根生産（チューリップ）の場合は、問題なく使用できる。

## 【変更後】

## 8. 使用上の注意事項

- 1) 使用直前に、容器をよく振ること。
- 2) 石灰硫黄合剤との混用はさけること。
- 3) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は、次の注意を守ること。
  - ①散布は各散布機種種の散布基準に従って実施すること。
  - ②散布にあっては、散布機種に適合した散布装置を使用すること。
  - ③散布中、薬液が漏れないように機体の散布用配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
  - ④散布薬液の飛散によって動植物及び自動車の塗装等へ影響を与えないよう散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
  - ⑤散布終了後、機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。また使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
- 4) ストレプトマイシン剤及びホセチル剤と混用する場合、必ず本剤を先に所定の濃度に希釈してからそれぞれの剤を加えること。
- 5) 稲(箱育苗)に使用する場合は、次の事項に注意すること。
  - ①緑化期に使用する場合は、発病後の処理では効果が劣ることがあるので注意すること。
  - ②育苗箱から希釈液が漏出しないように注意すること。
- 6) りんごに使用する場合は、次の事項に注意すること。
  - ①ゴールデンの後代品種(つがる、世界一、ジョナゴールド等)には、葉に薬害を生じるので使用しないこと。
  - ②本剤の散布により、サビ果が多くなるおそれがあるので落花後20日間は散布しないこと。
- 7) なしに使用する場合は、二十世紀以外の品種には葉に薬害を生じるので使用しないこと。また、二十世紀であっても7月以前に使用すると葉に薬害を生じるので7月以降に使用すること。
- 8) 有袋栽培のももに**使用する**場合は、除袋直後の散布は果面に日焼け症状が出るおそれがあるのでさけること。
- 9) いちじくに使用する場合は、果実に薬害が**生じる**おそれがあるので、果実肥大期の初期あるいは夏期高温時の散布はさけること。
- 10) ねぎ及びわけぎに土壌灌注として使う場合は、は種時から出芽直後の処理においては生育抑制のおそれがあるため注意すること。
- 11) レタスに使用する場合は、生育遅延のおそれがあるので高温期の灌注はさけること。
- 12) しそに使用する場合は、薬液による汚れが生じるおそれがあるので、葉にかからないように株元に散布すること。
- 13) 常温煙霧として使用する場合は、次の事項に注意すること。
  - ①専用の常温煙霧機により所定の方法で煙霧すること。特に常温煙霧装置の選定及び使用にあたっては、病害虫防除所等関係機関の指導を受けること。
  - ②煙霧が直接作物体に当たると汚れが生じるおそれがあるので、施設上部に噴頭部を設置するなど、煙霧が作物体に直接当たらないようにすること。
  - ③作業は出来るだけ夕方に行い、終了後は6時間以上密閉すること。
- 14) 花き類・**観葉植物**に使用する場合は、花卉に薬液が付着すると漂白・退色などによ

る斑点を生じる場合があるので着色期以降の散布はさけること。また、薬液による汚れが生じるおそれがあるので、収穫間際の散布はさけること。ただし、球根生産（チューリップ）の場合は、問題なく使用できる。

- 15) みずかけな（水掛菜）、カラー及び花はすに使用する場合は、ほ場内に水がない状態で使用すること。また、使用后 14 日間は入水しないこと。
- 16) 芝に使用する場合は、夏期高温時の散布、特に暖地では葉に薬害（黄変または褐変）を生じることがあるので注意すること。
- 17) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- 18) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- 19) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以上